

議員全員協議会

日 時	令和 7 年 12 月 17 日 (水) 開会中	8時55分 開会 11時12分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之 副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大	2 番 篠崎朗子 3 番 荻田信行
	4 番 畑 政之	5 番 出縄耀戸 6 番 菅沼保弘
	7 番 鈴木長馬	8 番 石山和生 9 番 絹村智昭
	10 番 名波和昌	11 番 加藤 彰 12 番 木村正利
	13 番 松下定弘	14 番 濱崎一輝
欠席議員		
事 務 局	局長 前田明人 次長 浅井大典 総括主幹 原口 亨 書記 増田 奈菜子	
説 明 員	市長、副市長、教育長、建設理事、総務部長、企画政策部長、 政策監	
傍 聴		

署名 議長

開会の宣告

○議長（原口康之君）

それでは定刻前ですが、議員全員協議会を始めたいと思います。

2 市長報告

○議長（原口康之君）

まずは市長報告からお願いします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

皆さんおはようございます。

本日は私のほうから、報告案件4件ほどございますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1点目であります。静岡地域広域消防運営計画の概要についてであります。

静岡地域の広域消防につきましては、平成25年11月に策定をいたしました静岡地域広域消防運営計画に基づきまして、平成28年4月から令和8年3月までの10年間、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町で運営しておりまして、令和8年4月以降につきましても、同じ枠組で継続することが合意されております。

現在、消防運営計画の改定を進めており、次期となる令和8年4月から18年3月までの消防運営に係る、消防力強化や新たな経費負担のルールなどの規定を盛り込むことを予定しております。

資料1をご覧ください。資料1の静岡地域広域消防運営計画の概要についてであります。

新たな消防運営計画案の第1章から第5章はご覧のとおりであります。今回の改定によりまして、本市において大きく変わる点は、次の3点であります。

まず、1点目であります。資料2ページ目の右側中段の赤線で囲んだ部分のとおり牧之原消防署に牧之原市指揮隊1隊が新たに配備され、2交代制で計8名が増員され、指揮体制の強化が図られます。

2点目は、本市は現在、牧之原消防署が旧相良町区域、吉田消防署が旧榛原町区域となっておりますが、この資料の一番最後のページをご覧くださいと、牧之原市と吉田町の地図がございまして、この今までの牧之原消防署の管轄エリアというのは、旧相良、榛原の境、旧相良町分だけが相良消防署の管理区域でありました。

吉田消防署が旧榛原区域も含めた吉田町と旧榛原町を管轄しておりましたが、それが次の10年間、令和8年4月より市内全域を牧之原消防署が管轄することといたしまして、榛原出張所を細江地内に新設して、消防力の空白地域をなくすとともに、榛原出張所には当初10名、数年後には12名が配置されることで、市内消防力が強化されることとなります。

先ほどお話ししました指揮隊は、これまでは牧之原消防署にはございませんでした。吉田消防署から相良地域の火災にあっても指揮隊が出るというような状況でございましたが、今回は来年4月から、牧之原消防署に指揮隊8名が配属される。さらには榛原出張所に

10名ということですから、18名が増員されるということになりますね。将来的には榛原出張所が12名ということで、現状よりも20名増えて、そして榛原エリア全体を区域とするということで、一市二制度が一つこれで解消するということになるということでもあります。

なお、広域消防の区域内におきまして、牧之原消防署の消防隊が事案対応中に市内で別の事案が発生した場合は、広域消防の強みを生かしまして、金谷や六合、吉田消防署の近くの消防署から出動して対応することは、これまでと同様であります。

先日といいますか、9月の竜巻災害のときも、このときは静岡市消防局全域で応援態勢に入って救急車両とかそういうのが出ましたので、大いに広域消防の効果を発揮をしたということでもあります。

3点目でございます。経営負担のルールが変更になります。現行の運営計画に定めます経費負担の算出方法は、平成28年度の広域化に移行する際に、各市町の事情等を考慮して設定したものでありまして、非常に複雑で簡単に説明することが困難であることから、次の10年につきましてはしっかりと説明責任が果たせる分かりやすい経費負担ルールを念頭に協議を重ねてまいりました。

これは資料の頭から3ページ目かな、ここをご覧いただきたいと思いますが、令和8年度からの算出方法であります。広域消防に係る経費のうち、個別経費を差し引いた案分経費を求めまして、案分経費については平成28年度から令和4年度の7年間の平均における負担実績により案分をいたしまして、静岡市が78%、残りの22%を2市2町で負担することになりました。

静岡市の負担割合は10年間、固定の数値といたしまして、2市2町の案分は、現状に即した経費負担で最も公平性のある数値として、消防費に係る基準財政需要額により案分することとなりました。算定の結果、2市2町の負担分のうち、令和8年度の当市の負担割合は約25.123%となりますが、消防費に係る基準財政需要額を基に毎年度算定するため、年度により若干の変動をいたします。

なお、消防ヘリコプター機体更新経費や消防音楽隊経費は静岡市が負担するなど、案分により難しい個別の理由がある経費は個別経費として別の算出方法により負担することになります。

案分経費と個別経費を合算した令和8年度の当初の委託料は約6億3,100万円になると見込みますが、この金額には、静岡市の人事委員会の給与勧告による給与の増額分が加味されておりませんので、今後その額が加算される予定であります。

現在算出している委託料をこれまでの負担割合の30%で、令和8年度分の負担額を試算してみますと、7億5,448万円となりますので、約1億2,000万円分の負担が来年からは軽減されるというふうに想定をしております。

なお、構成市町においては、12月の議会定例会会期中に同様の説明が各市町で行われます。静岡市においては12月5日に報道発表を行いました。

以上であります。

続きまして、第3次総合計画基本計画の策定に係る諮問についてであります。

第3次総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造としておりまして、重点戦略・プロジェクトや各施策の方向性につきましては、4年単位の基本計画に位置づけることとしております。

令和9年度から令和12年度を計画期間とする後期基本計画につきまして、今年度から策定に着手いたしまして、前期基本計画との継続性、発展性を考慮するとともに、出生数や若者の減少の抑制に向けた施策等を盛り込むよう検討を進めてまいります。

令和7年12月22日には、総合計画の策定及びその実施に関し必要な事項につきまして調査審議することを目的とする諮問機関である総合計画審議会に後期基本計画の策定について諮問し、背景や課題の整備、今後の市民参加手続などにつきまして、学識経験者や地域住民、公共的団体の代表者などの意見をお聞きすることからスタートいたします。

市議会につきましては、総合計画審議会の意見を踏まえて、背景や課題の整理、市民参加手続をはじめとする今後のスケジュールを整理し、総務建設委員会などに報告をさせていただきます。

続きまして、物価高騰に係る生活者、事業者支援（重点支援地方交付金）についてであります。

国の令和7年度補正予算において、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金、以下重点支援交付金とありますが、2兆円計上されました。

当交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しまして、地域の実情に合わせて支援を行うための財源として、国から市に交付されるものであります。

この中には、食料品の物価高騰に対する特別加算0.4億円が含まれており、市民一人当たり3,000円分を限度とする食料品支援が必須項目とされております。

内訳であります、食料品の物価高騰対応分が1.2億円、これが必須項目であります。その他の推奨事業メニューは2.3億円、市で対応事業をこれから選定することとなります。合計3.5億円となります。これは、金額は国の示した算定式を基に、見込額を試算したものであります。

国からは、商品券や電子クーポン、おこめ券、現物支給給付などが例示されておりますが、事業の対象者や方法、支給単価などは、限度額の範囲内で各自治体の判断で設定することが可能とのことであります。

市といたしましては、これまでの給付事業の実績等を考慮するとともに、多くの市民が活用でき、支給額が地域内で利用され循環する仕組みでの対応を検討しております。

また、食料品の物価高騰に対する特別加算以外の推奨事業メニューとして、2.3億円程度が交付される見込みでありますので、支援等が必要な市民、団体等への交付事業の実施や、関連事業への充当などを検討してまいります。

予算につきましては、令和7年度2月定例会での補正予算、または令和8年度の当初予算へ計上を考えております。

次に、県立高等学校の在り方に係る地域協議会についてであります。

静岡県教育委員会が進めている県立高等学校の在り方に係る地域協議会について報告をいたします。

別紙がございますので、別紙をご覧くださいながら話を聞いていただければと思います。資料の2をご覧くださいながら、聞いていただきたいと思います。

県立高校の在り方に係る地域協議会の開催状況であります。

静岡県教育委員会では、急激な時代の変化を踏まえまして、第三次長期計画の内容と現

状の間に乖離が起きたことにより、県内地区ごとに地域の声を聞く地域協議会を設立し、改めてその在り方の検討を進めております。

この地域協議会は、関係地域の自治体や市町教育委員会の長、地元の産業界の代表、地域の高等学校及び中学校PTAの代表、さらにオブザーバーとして、地元の高等学校長や中学校長等で構成をしております、よりよい高校の在り方の検討を行っております。

静岡県教育委員会は、地域協議会における議論を基に地区ごとのグランドデザインを策定し、具現化に向けた取組を行っております。

資料の別紙2、志太地区の高等学校の配置についてであります。

志太地区の高等学校の配置であります、ご覧のように志太地区全体では公立高校が13校ありますが、榛南地域の2校を含めた全体エリアでの在り方が検討されることとなります。

別紙の3をご覧いただきたいと思っております。

志太地区の現状から見るポイントであります。志太地区の各市の学校の現状と今後の見込みであります、生徒数は令和6年と令和20年を比較いたしますと、中学校卒業生数は4,042人から2,660人へ34%の生徒が減少し、各高校の学級数の想定は、53クラスから35クラスへ18クラス減少する見込みとの推計値が発表されております。

次に別紙4、志太地区の地域協議会のスケジュールであります。

志太地区においてもこうした状況を踏まえまして、令和7年3月26日に第1回目の地域協議会を実施いたしまして、地域の状況を再確認するなどして、本地区における県立高校の将来像やその実現に向けた課題について協議をスタートいたしました。

その後、今年度にかけて会議を重ねておりまして、12月22日に、来週ですが第4回を、3月17日に第5回の地域協議会の開催をいたしまして、今年度中に志太地区における目指す高校の在り方と生徒の学びのイメージ、そしてそれらを具現化するための方策として、学びの変革の在り方や地域の連携の在り方、教育基盤の在り方を示すグランドデザインを完成させる予定であります。

次に、別紙5をご覧いただきたいと思っております。

第1回、2回の志太地区協議会の振り返りであります。第1回及び2回の地域協議会の振り返り資料であります、高校教育に求められているものや、地域との関わり、学校規模や配置、再編検討の方向性につきまして、様々な意見が出されておりました、2ページ目下段の再編検討の方向性では、県教育委員会がたたき台を出せばよいとの意見も出ています。詳細は後ほどご覧いただければと思います。

グランドデザインの中で、志太地区における目指す高校の在り方や学びのイメージなどに基づきまして、具体化のための方策として、学校の再配置が検討されていくこととなります。

少子化の進行や、私立高校の授業料無償化によって、私立を選択する生徒の増加も予想される中で、榛南地域に魅力ある進学先となる県立高校を今後も残していくことが必要であり、最悪の場合においても市内に1校を残さなければならないと、私としては考えております。

県教育委員会の議論に際しまして、そうした方向性で意見を出してまいりますので、議会の皆様のご支援をお願いいたします。

私からの報告は以上であります。

○議長（原口康之君）

ただいまの市長報告に対する質疑ということで、皆さんのほうからお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、その他ということで、ほかに。市長報告以外でも、質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

それではないようですので、これで市長報告を終わります。

3 議長・関係議員・委員会報告（1） 会議等の結果

○議長（原口康之君）

それでは、3番の議長・関係議員・委員会報告ということで、最初に私のほうから報告します。

11月18日、正副議長で、西部地区の議長、副議長を訪問して挨拶をしてまいりました。

11月20日、全国民間空港所在都市議会協議会要望活動に私が行ってまいりました。

次に、11月21日、正副議長の挨拶回り、後半ということで、牧之原より西側を中心に行ってまいりました。

11月22日、子供・若者育成支援推進強化月間静岡県大会ということで、出席された議員の方はご苦労さまでした。

11月24日、島田市制施行20周年記念式典ということで、私が参加してまいりました。

11月25日、これも私が静岡ブルーレヴズシーズンキックオフパーティーに出席しました。

11月26日、民生委員委嘱状交付式ということで出席しました。

12月3日、藤枝MYFCの2025年シーズン終了報告会ということで、これも私が出席いたしました。

次に、12月5日、第26回静岡縣市町対抗駅伝競走大会前夜祭ということで、これについても私が参加してまいりました。

12月6日、第26回静岡縣市町対抗駅伝競走大会ということで、議員の皆さんにも応援に来ていただいて、今年はさらにワンランクアップしたということでよかったですと思います。

次に12月7日、議会防災訓練ということで、これは地域防災訓練ですけど、これに当たっては、少しその他のほうで報告をしたいと思います。

12月8日、牧之原市の表彰式ということで、勇退された議員さんを中心に表彰が行われました。

12月9日、御前崎市牧之原市学校組合議会の12月定例会が行われ、副議長選と、あと教育委員の選任ということで、全てにおいて可決されております。

12月15日、年末の交通安全県民運動出発式ということで、巡回広報と一斉街頭広報ということで行われ、各議員におかれては、担当のところに立っていただいて、街頭していただいたと思います。ご苦労さまでした。

あと、同日、牧之原市のささえあいセンターが開所式を迎えて、正副議長で出席してま

いました。

私からは以上です。

松下議員。

○13番（松下定弘君）

牧之原市菊川市学校組合からの報告をします。

12月9日、火曜日13時より、牧之原市相良庁舎4階議場にて、牧之原市菊川市学校組合議会臨時会を行いました。

牧之原市議会議員改選に伴い、菊川市議会議員、渡辺 修副議長が議長を務め、開会宣言から管理者挨拶、議員自己紹介、執行部紹介を行い、議長の選出を行いました。

議長には私が選出となり、追加議事日程の配付後、追加日程第1から一部変更追加日程第2、議事録署名議員の指名を規定により、5番絹村議員、6番加藤議員を指名。続いて追加日程第3では、会期の決定で、当日一日限りと決定。追加日程第4では、議案第7号監査委員の選出では、加藤議員が採決しました。追加日程5では、議案第8号「令和7年度牧之原市菊川市学校組合会計補正予算（第2号）」の説明、質疑、討論後、採決を行い、原案のとおり可決しております。本会議を終了しました。

以上、牧之原市菊川市学校組合議会報告でした。

○議長（原口康之君）

ほかは。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

監査委員の報告をさせていただきます。

11月17になっていますが13日に、監査委員の辞令交付式が行われました。

それから11月18日、産業経済部、監査委員事務局の定期監査を行いました。

11月19日、建設部公園公共建築課、総務部デジタル推進課、管理検査課、総務課の定期監査を行いました。

11月20日、建設部新拠点整備室と建設課の定期監査を行いました。

11月21日、健康推進部健康推進課、長寿介護課、それから総務部の危機管理課の定期監査を行いました。

11月26日、例月現金出納検査、水道課の現金検査、それから市民生活部市民課、国民年金課、税務課の定期監査を行いました。

全ての定期監査におきまして、2名の監査委員より所見の意見を出させていただきました。

私からは以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

12月16日、令和7年度第2回大井上水道企業団議会臨時会が行われました。

副議長の選挙、その1件でありましたけれども、指名推選という形で私のほうが副議長として就任をさせていただきました。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

木村議員。

○12番（木村正利君）

令和7年11月17日、駿遠学園管理組合の議会定例会が行われました。

今回につきましては議席の指定という、改選に伴いまして新たに議席を指定しました。議員数としましては、藤枝市より2名、島田市より2名、牧之原市より2名、焼津市より2名、川根本町より1名、吉田町より1名の10名の議員構成となっています。監査委員につきましては、焼津市より選定されています。

その後、副議長の選挙があり、指名選挙により、私、木村が副議長に選出されました。

その後、議事日程に入り、今回2件の案件、報告と専決処分について、ともに全員の賛成をもって議決されました。

以後、新人議員含めて新しい改選による議員含めて、園長の案内で駿遠学園の施設見学をして、終了しました。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

石山議員。

○8番（石山和生君）

12月15日、都市計画審議会がございました。

大きな話の内容は、立地適正化計画と都市計画マスタープランの話でした。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

3 議長・関係議員・委員会報告（2） 議会運営委員会

○議長（原口康之君）

それでは次に、委員会報告ということで、議会運営委員会、お願いします。

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

議会運営委員会から報告をさせていただきます。

まず、11月19日は既に終わっていますので割愛をいたします。

次に、この議長の所信表明を踏まえての議会運営についてであります。議長より、所信表明を踏まえた実行計画を作成し、一つ一つ実行していきたい旨そのお話がありました。

議運としましては、実行計画を作成するということにさせていただきました。

次に、ウの令和7年度議員研修会についてでありますけれども、政治倫理、こちらはハラスメントを含むものでありますけれども、関する研修会を実施するといったしました。なお、この研修会は改選前に実施するとしていたものになりますので、申し添えます。

次に、エの議会運営委員会視察研修についてであります。まず、テーマについては一つが予算決算の審査について、もう一つが議員提案条例を考えています。予算決算の審査については、長野県飯田市としました。議員提案条例のほうは、長野県佐久市に受入れ可能かを確認しているという段階でございます。

次に、オの牧之原市議会新議員視察研修については、その他のところで事務局より説明がございます。

次に、11月25日、アの台風15号に伴う竜巻災害等に対する議会対応についてであります。

11月定例会一般質問における竜巻等被害に関する取扱いについて、議長の諮問に基づき協議したものであります。その結果であります。特に災害という特殊な事案ということとを考慮すると、一般的な市の事務に関する疑義をただす一般質問よりも、災害のみの特化した形での対応を行うことが適当ではないかと考えます。その方法については、災害に関する質問を議会では一切行わないというわけではなく、災害に関する執行機関からの報告の際に質疑を行うと、そういう形を方針として固めました。

次に、12月5日、アの牧之原市議会実行計画策定方針案及び実行計画についてであります。

こちらは、資料1-1をお開きいただければというふうに思います。

策定方針案でありますけれども、まず一つ目の、はじめにというところをご覧いただきたいと思えます。

本市議会では、議会の運営及び牧之原市議会議員に係る基本事項を定め、市民の声を反映し、市民が参画しやすい開かれた議会を実現することを目的として、議会基本条例を定めているところであります。

基本条例においては、議会の活動原則として、以下、五つほど挙げているということで、5行ほど下がっていただきまして、五つを掲げているということでありまして、活動原則として五つを掲げています。

このたび、本市議会は新たな任期を迎え、より一層の市民の暮らしを支える政策の実現や行政課題の解決に寄与するため、牧之原市としての議会の実行計画を策定するというものであります。本計画に基づき、議会と行政が健全に補完し合う二元代表制の本旨をしっかりと果たしてまいりたいと考えます。

2の取り組む課題とその検討期間としては、原則とありますが、4年間の計画を策定し、毎年度取組の進捗などを踏まえ、見直しを行うという考えです。

実施計画とはということで、議長所信表明に示した改革項目を計画的かつ効率的に推進するための具体的な取組を記載した計画というふうになります。

4で、市議会の議長所信表明、これは要点整理したものでありますけれども、まず一つ目に議会改革の推進がございます。そして二つ目に議会DXの推進ということでありまして。次の(3)では、市民に開かれた議会の実現、(4)で教育・地域課題への対応、(5)で災害対応の強化でございます。(6)が議会全体の協働の重視ということ、(7)として、まとめとしてあります。

5に、議会改革に関する実行計画ということで、別紙ということで、資料1-2のほうをご覧いただければと思います。

議会改革に関する実行計画として、まず基本姿勢としては、議会全体の協働の重視。

目的は、実行力を持った議会改革、D Xを活用した議会の現代化、市民に信頼される議会づくり。

年度・月別スケジュール表としては、担当として議運、議会改革、常任委員会、広報の委員会、あと災害対策という項目、これとあと、項目としてはご覧をいただければと思います。

これをさらに深掘りするのには、それぞれの議会改革の委員会であったり、常任委員会であったり、広報委員会であったり、災害に関する本部であったりというところで、もう少し深掘りをしていただきたいと。あくまでも参考としていただきたいというものであります。あと、令和7年度から11年までを載せてございます。

こういったものにつきまして、議運として作成したということでありましたので、報告をさせていただきたいと思います。

ちょっと戻っていただきまして、イとしまして令和7年度の議員研修会についてということで、テーマとしては大きく三つを掲げています。

まず一つ目が、議会の協働とチームワーク研修、これはあくまでも仮でございます。時期としては、令和8年1月15日の午後に予定しています。講師は佐藤さん、青森大学の社会学部の教授を予定しています。

テーマの、政治倫理（ハラスメント含）研修については、16日の午前中を予定しております。講師は上段と一緒にございます。

次の、主権者教育とは何か、議会は何ができるかにつきましては、令和8年2月5日、木曜日の午後1時30分から2時間程度を予定していて、講師としては井柳美紀先生、静岡大学の教授を予定しております。

あと、次にウの議会運営委員会視察研修についてであります。

テーマについては、予算決算の審査についてということで、少し前に触れましたけど実施日は令和8年1月21日の午後ということで、視察先は長野県飯田市議会でございます。

長野県の佐久市議会は、先方の都合で受入れが可能ではありませんでした。そのため、別の候補地として静岡県富士市議会のほうも、視察先として今回この場では挙げさせてもらいました。

次に、エの陳情の取扱いについてでありますけれども、こちらについては郵送ということでありますので、市議会申し合わせによりまして、対応は資料配付としたというものでございます。令和6年も同様の対応をしております。

12月10日は既に終わっていますので割愛をさせていただきます。

次に、ウの人事院勧告に基づく議員の期末手当の取扱いについては、4の協議事項のほうで行います。

次に、エの議会運営委員会視察研修については、繰り返しになりますけれども、前回、一市議会を視察先として挙げたわけではありますが、こちらにも別の視察が入っているということで、受入れが難しいということでございました。結果、議運の視察は飯田市議会のみなので、日帰りで実施することにしましたので、これが最終のものでございます。

次に、オの議員災害行動手引書の改正案については、4の協議事項（2）で行います。

次の12月15日、アの議員間討議の取りまとめについては、こちらにも4の協議事項で行います。

以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長（原口康之君）

それでは総務建設委員会、お願いします。

総務建設委員長。

○10番（名波和昌君）

総務建設委員会は12月15日に委員会を開催いたしまして、付託議案審査を行った後、所管事務調査について協議を行いました。

付託議案審査の結果につきましては、19日の会議で委員長報告をさせていただきます。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長（原口康之君）

次、文教厚生委員会。

文教厚生委員長。

○13番（松下定弘君）

文教厚生委員会の報告をします。12月15日、月曜日、相良庁舎4階第3会議室にて、市議会改選後の1回目の委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

議案第73号から議案第76号、議案第80号から議案第82号の7件の議案について、補足説明、質疑の後、議員間討議を終了し、討論・採決を行いました。採決の結果につきましては、12月19日の本会議にて委員長報告を行います。

審査終了後には、所管事務調査事項及び提言書等について、調査研究を行う事項を12月26日までに事務局へ提出をお願いしました。

次回開催は、令和8年1月13日、火曜日、総務建設委員会協議会終了後に所管事務調査事項を協議決定していく予定です。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（原口康之君）

次、議会広報特別委員会お願いします。

議会広報特別委員会委員長。

○9番（絹村智昭君）

12月5日に議会広報特別委員会を開催いたしました。議会広報特別委員会についてと、そして牧之原市議会だよりの概要について話し合いをしました。そして、あと牧之原市議会だよりにかけはし第81号について、編集スケジュール、ページ割について協議いたしました。

そのほかについて、視察研修について、そして牧之原市議会だよりに、かけはしの紙面のリニューアルについて協議いたしました。

以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（原口康之君）

次に、議会改革特別委員会。

副議長。

○15番（谷口恵世君）

議会改革特別委員会です。本日全協終了後に、第1回目の議会改革特別委員会を開催いたします。

以上です。

○議長（原口康之君）

委員会報告は終わりました。ここで質疑等ありますか。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

先ほど議運の委員長のほうから、牧之原市議会実行計画の策定方針というところで説明がありましたけれども、この点について確認させていただきます。この策定方針を作成したのは、議長本人でしょうか。

○議長（原口康之君）

この実行計画自体は、私の所信表明に基づいて議運で作成したものであります。

○14番（濱崎一輝君）

その作成したのは誰ですか。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

作成したのは、これはもともとの議長の所信表明が出ておりましたので、それを議運の中で整理したということです。議運で作成したということです。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。この中で、2番の取り組む課題とその検討期間について、ちょっとこれは懸念するところがあるものですから言わせていただきますけれども、ここに原則として4年間の計画を策定しとありますけれども、そもそも議長の任期は2年間になっていますので、これに関してはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っています。

これは、次期議長の裁量や方針の制約をされてしまうという懸念、それから次期議長の所信の表明が反映されにくくなるという懸念があるものですから、ここに関しては、議長の任期である2年を基本とし、議長交代時に見直しや再確認を行う。また、4年を中長期的な参考期間として、実行計画は議長の任期ごとに策定や見直しを行うという形にしないと、これちょっとおかしいのかなと思うものですから、この点について確認させていただきます。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今、濱崎議員がおっしゃる部分のとおりということもありますね。ただ、議長の所信表明はあくまでも、議長になる前の一議員としての所信表明であります。その所信表明を受けて議長選というのが行われて、今回、議長になったと。

でも、あくまでも所信表明そのものは、議会の中でそれに基づく政策を支持はしているというふうに思いますが、議会としてのまだ内容になっているということで、合意がされているわけではありませんので、その役割を議運のほうでやってくれという議長の諮問があったと。

ですので議運として、まず、実行計画をつくったというのが経緯でございます。その中身として今、濱崎議員の指摘のある、当然、もしこれまでどおりの進め方でいけば、2年という任期でございますので、その新しい議長については、前議長の方針も踏まえながらも自分の個性を出していくということは当然だというふうに思っています。ですので、その段階で見直しをするということも当然だというふうに思います。

そういう文言をこの実行計画に入れておくというのは、また議運のほうで検討してもいいというふうに思います。

ただ、大事なものは、誰が議長になっても議会基本条例がございますので、進めていかなくてもならないものがあります。それは1年でできるものもあれば、4年かけてもできないようなものもあろうかと思えます。その辺はちゃんと誰に付度するわけではなく、議運としてちゃんと考えて計画をつくり、それを市民にお示しをし、そのことが進んでいるかどうかの判断も市民の皆さんからしていただくということが必要じゃないかというふうに思えます。

ですので、正確にもし実行計画の中身を書いておくということであれば、濱崎議員の見方も参考になるというふうには考えます。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。加藤委員長が言っているように、長期的にかかるものは当然あるものですから、そこは理解できるものですから。ただ、今言ったように、基本的には今、現状2年というのがあるものですから、その分を踏まえた中の、市民に誤解のないようにというところをやっておかないと、逆にまた突っ込まれるところがありますので、そこに関してはぜひ、検討いただきたいというところでございます。

それからあと、この中身の中なんですけれども、会派制のことなんですけれども、資料の別紙、実行計画のほうなんですけれども、この中で、会派制のところに触れています。あと、政務活動費のところも触れていますけれども、これに関しては改選前に話があったところなので、承知しているところではありますけれども、ここに関しては確実にやるという話ができているわけではないというところと、あと改選して新人議員も入っている中で、改めて会派のことというのもしっかりと勉強してもらわなきゃいけないなと思っています。なので、これが決まったことのように進んでいくのはいかなものかなというところ、この中で計画が来年の3月ということで、本当に時間がない中で、ここをそのまま進めていいものかというところがあるものですから、これは新人議員ということであっても、一議員でありますので、しっかりと納得してもらった上で進めないとおかしいのかなという

ふうには思っています。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

まず、今回初めてこういった内容を見る議員について、十分な説明をして、その理解を得た上で進めていくというふうにするというのが方針であります。

もう一つ、ここでいうちょっと突っ込んだ部分でありますけれども、今、制度案の骨子が多分令和8年3月までではというようなご意見だというふうに思いますが、実は前回計画をしていた会派の中身について、詰め切れていない部分がございます。例えば、政策提言ができるよというふうにしました。ところが、それが一人会派では難しいですね。一人会派もある程度、いいでしょうとしました。しかし、一人会派では政策提言は難しいでしょうねと。そうなりますと、2人以上の会派と連携して提言を進めていくとか、またはその提言先が委員会であれば正式に流れが決まっていますけれども、会派においてはそのやり方も決まっています。ですので、そういったものもしっかりと検討して、ある程度ルール化をして、それをまた皆さん全員ですねこちらは、お示しをし、そういったものがご理解いただければ進めていくという、そんな段取りでございます。

ですので、決まったことと、まだ決まっていない部分、決まっていない部分について、細かい部分は決まっていますので、そこについてお示ししていくという、そういう流れの中にある今だというふうにご理解いただければなと思います。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

会派については、我々というか既存の議員は分かってやっているものですから、内容は把握していても、新人議員のところは分からないところがあるので、新人議員の方は不安に思っているところがあると思うものですから、この際、聞いていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

すみません、まだ会派のことについては細かくまでは勉強し切れていないんですけれども、大事なことであろうということは分かるので、この採択をした方が過半数なのか、もしくは特別のほうの3分の2のほうなのかとか、そういうことというのは。

○15番（谷口恵世君）

条例にありますから、書いてありますので。

○2番（篠崎朗子君）

分かりました。すみません。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

会派を導入していいというものもありますけれども、必ず導入しなきゃいけないというも

のでもないものですから、その辺のところもしっかり説明しなきゃいけないなというところがあるものですから、条例に載っているけれどもというところなので、つくらなきゃいけないというわけじゃないものですから。そんなところを踏まえてですよ。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今、まず条例上はできる規定があります。ですので、できる規定がありますからいいんですけども、具体的な運用方法とかそういったのは決まっています。ですから、そこはやっぱり詰めて、さらに言えば、一般的に会派といいますと、政務活動費とかそういったものがセットなんですね。でも、うちの市議会の場合は、政務活動費もございませんし、ですのでそういったことも含めて考えないといけないとは思っています。

ただ、今、濱崎議員が言われるように、会派をつくってどういう効果があるかというか、市民サービスの向上につながっていくかとか、何のためにつくるかとか、そういったことについては十分な議論が必要でありますので、その辺を詰めていくためには、細かいルールがもう少し見えてこないと話合いになっていかない部分もありますので、そこら辺を示していくというのがあった上で、それに係る意見もいただきながら、会派のあり様、また本市としての、本議会としての会派の形というのは何かというのは考えていくという、今は段階かなというふうに思います。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

取り入れる前提みたいな感じで進んでいるということですか。ごめんなさい、本当に勉強不足で申し訳ないんですけども、すごい素朴な疑問なので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今回もそういう形になるか分かりませんが、議員を二つのグループに分けて、会派を検討するグループとDXを検討するグループに分けてやりました。基本的にBというグループのほうで会派の検討をして、その結果としては、どういう形であつたら会派が置けるねというところまでは結論として出ています。どういう形であれば会派を置いてもいいねということまでは、Bグループのほうでの議論としてまとまっています。

それを踏まえて、全議員に報告もしています。ただ、その後の動き、さらに突っ込んだものはまだないものですから、それを今後検討するということです。ただ、会派の形、こういう形ならこの議会でも置けるねというところまでは話ができるということです。そこはちょっとまだ見ていないというか、もう少し説明しないと分からないと思いますが。

○議長（原口康之君）

ほかは。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

議会運営委員会のオのところになります。11月25日、火曜日、アの台風15号に伴う竜巻災害などに対する議会対応についてというところなんですけど、そこで話されたというその前に、一般質問に関する一斉メールがなされているかと思うんですけど、そこが、議長でいいんですけど、そこは議長判断でということですか。それとも議長、副議長、副議長は議運に入っているんで、ここで話されている前に配信されたのか、その確認だけお願いいたします。議長判断なのか、そこはちょっと確認させてください。

○議長（原口康之君）

今の絹村議員の件ですけど、最初に、ちょっと本当分かりにくい部分があると思うんですけど、前回から取り組んでいた部分というのは、前回の改選前に視察報告を行って、その報告も行って、議会全体で取り組んでいたという部分に関しては、皆さんご理解いただいていると思いますけど、その部分において、今回、一般質問で行うということに関して、事前にいろんなことを調べたときに、やはり今回のこの災害が一般質問に当たるかどうかと、先ほど議運の委員長からもお話があったと思うんですけど、そこを私が判断したときに、この判断というのは、やはり大きな判断なものですから、一度、私はこう思いますけど私の判断が正しいかどうかということを議運で確認していただいて、その結果として、私が判断したものであります。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

そういう中で、それが25日に話された。配信されたのは確か20日かと思うんですけど、メール配信ですね。その順序が違っちゃっているんですけど、どういうスケジュールというか、どういう流れで配信されたのか、確認をお願いします。

○議長（原口康之君）

配信というか、その部分に関しては、一般質問というのは、受け付けるかどうかというのは、27日でないとい一般質問の受付にはなっていないということで、絹村議員に関しては提出はされていますが、それをまだ取扱うかどうかということは判断前だということで、私は理解していますけど。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

要はスケジュールがおかしいじゃないかというところだと、今後の対応とかそういうのも考えていかなきゃいけないのかなと思いました。要は、25日にそういうことを話されている前に、一般質問は行わないようにという、そういうコメントがされているので、そこら辺のところをしっかりと、今後の対応を取っていかなければならないのかな。それが今回のいろいろな形で報道もされた中で、なっているかと思うので、今後の対応をお願いしたいところです。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

一般質問の受付の件なんですけれども、一般質問の通告書は事務局が受け付ければ、早く出しても、今までもそうなんですけれども、定例会前でも受け付けていますよね。ですよ。確認をお願いします。

○事務局長（前田明人君）

一般質問自体は提出がされた、メールなりが送られた時点で順番にといいますか、その順番に受け付ける形にはなりますけれども、最終的には議長に確認してもらってという形になりますので、受け付けちゃった後は、定例会前からでも早く出してきた順の順番にはなるんですけれども、最終的に受け付けるというのは、やっぱり議長の確認を得てという形にはなるかなとは思いますが。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

最終確認が議長というのは分かりますけれども、これまでも定例会前に結構早くから出される方がいたので、受け付けられてその順番でという形になっているので、そういう解釈でいくと、先ほどの議長の答弁はちょっとどうなのかなと感じたものですからね。

○議長（原口康之君）

その部分に関しては、議長が判断するという部分でいうと、かなり前、改選前から議長に関しては、この一般質問に対してはいろんなご意見を持って、本人には確認して、この部分はおかしいので一般質問できませんよといったアドバイスを、部分部分に関しては、全体でもあったんですけど、その辺は議長判断ということで、受付はできますけど、それを一般質問で取り扱うかどうかは議長判断ということで、私は理解しています。

○14番（濱崎一輝君）

そこは分かりました。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

行わないようにというのは、事前に自分は聞いていなかったし、理解もできていなかったもので、そういうところをしっかりと判断した上で、しっかりとんだ上で発信するのが筋だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（原口康之君）

11月20日の私の、絹村議員が言っている部分ですけど、もう一度読み上げます。

9月5日の台風15号は、国内最大級の竜巻災害により甚大な被害となり、復旧復興に向けて当局が取り組んでいるところです。このことについては、改選前に議員全員による被災地視察を行いました。今後、議会全体で当局への質疑の場を設ける等を行っていきまので、個々の議員での一般質問は行わないようにお願いをしますということで、質疑の部分をするので、個々の一般質問に関しては行わないようにお願いをしているという理解ですけど、取り下げるようには、ちょっとニュアンスがあれですけど、その点。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

それは理解するところであるんですけど、それでは今後、災害について、竜巻災害について今後、2月、半年たった、そういうのも質問できないということなんですか。今の文面だと、そうも取られるので、ちゃんと何で前もって言わなかったのかって、そういうところなんですよ。

○議長（原口康之君）

今の部分に関しては、今回、今まである程度全員で取り組んできたものに対して、要望書という形で後で少しその部分に関しては触れたいと思いますけど、要望書としてある程度形を市長のほうに要望するという形が、全員で取り組んできた形としてできたので、これより以降の定例会での一般質問は、特に制限を設けるつもりはありません。

よろしいですか。

石山議員。

○8番（石山和生君）

どちらかという、内容のほうというよりは、絹村議員はタイミングの話なのかなと思っていて、その点、私も先に伝えられるものは伝えておいたほうがよかったという点はそのとおりでいいと思うので、しっかり反省をして、今後こういうときは事前にちゃんとこういう、実際にこういうふうにとられたというのもあるので、そこは情報をもっともっと早く言うべきだったという点は、それはそうだろうなというふうに思っているのです。

多分、内容の話はまた別、一旦、多分タイミングの話のことかなと思います。

○議長（原口康之君）

その部分に関しては、その情報自体が各議員にしっかり伝わっていなかったという部分では、少し運営する側も反省すべきだと承知しております。

出縄議員。

○5番（出縄耀戸君）

一言だけお伝えしたいことがあるんですけども、市民の方々から、新聞記事に出たとか、一般質問を取り上げたとか、そういうことではなくて、一般質問自体なかったということにすごい怒りを覚えている方が多いのにびっくりしました。実際に声を聞いて。

それだけ市民の方は、細江地区の竜巻被害について放っておかれたという気持ちがすごく強くて、聞いていて、私も胸がすごく痛かったです、本当に。だからその辺のことは今後議会として、また、議長と言っているのかどうか分かりませんが、どのように市民の方にご説明をされるのかなというところは、私もちょっと心配しております。その点、お願いいたします。

○議長（原口康之君）

先ほど一等先に私、申し上げたとおりで、今回の竜巻災害というのは、普通の災害ではないと私たちは考えていて、ニュース報道でも、一番今までになかった竜巻だということで、その災害に対しても、市町の大きさを考えても、4万人足らずのこの市に対して、被害の大きさがうかがえるところではあると私たちは考えました。

そういう中で、先ほど申し上げましたけど、その災害が一般質問自体、少し認識が、出議員、持たれていないかなと思うので、一般質問というのは、あくまでも市の一般事務しか取り扱わないということ判断基準がなっているので、その今回の竜巻災害が一般質問できる市の一般事務に当たるかどうかというところを判断したときに、あまりにも大きな被害だったので、これはその理由については皆さんご存じのとおり、市以外の部分の大きな力を借りているというところであって、その部分を私は十分に考慮した上で、今回の一般質問のあれについては、市の一般事務ではないと判断したわけです。

その部分を、皆さんがご理解できるように発信できなかったという部分に関しては、少

し情報が足りなかったのかなと思います。

よろしいですか。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

それはちょっと違うんじゃないですかね。じゃあ、上の県議会でも取り扱っているんですけれども、どう説明するんですか。

○議長（原口康之君）

ちょっと待ってください。先にその他のほうでいいですか。

○14番（濱崎一輝君）

関連なので。同じ質問なので、答えが。

○議長（原口康之君）

県議会は、県議会として取り扱うかどうかは、それは県議会の議長の判断じゃないですか。

○14番（濱崎一輝君）

それはそうですけど、同じ竜巻のことなんですよ。より県民にということが発信するということが大きな意味があるのに、その小さいところの市が発信しないこと自体が、まずおかしいと思いますけどね。それは逆に言うと、市民に対してしっかり説明して理解して、くれるかどうかということなんですよ。

○議長（原口康之君）

この竜巻災害に対する30億円ぐらいですか、かかっているという部分で、県議会の予算規模に対して牧之原市の規模に対する金額がすごく大きいということで、その判断というのは、当然いろんな竜巻に対しての事業に対しての負担というのは、やっぱり市のほうの考え方でいいと思うんですけど、なぜ、県議会が取り上げたから、牧之原市は当然取り上げるという考え方にはつながらないのかなと、私は思いますけど。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。議長の見解は分かったので、これは市民に判断してもらえばいいと思います。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

ここへ来て、本当に皆さんの意見は統一されていると思うんですね。やはりこの細江区、静波、坂部地区におけるこの竜巻災害というのがどのぐらいひどいかなということで、前回の11日のところも、私はお話ししているつもりでいます。

そうした中で、確かにいろんな中で落ち度があったかもしれませんが、今、出縄議員がおっしゃるとおり、そういう言葉が各議員の方に行っていると思います。前回も話したとおり、全議会として、一個人のそれぞれの、竜巻に向かうところは、次回に向けてということでやっていかなきゃならないと。

今の絹村議員がおっしゃっているように、この問題というのは確かにあると思います。ただし、基本は統一したいのは、ここで議会を停滞させることなく、ぜひ、復興に向けて

やっていくようなお考えで進めていただきたい。

また、さっきの議長におっしゃっていただいている、取り下げたということも報道されました。実際、それぞれ新人議員の方も今、首をかしげていらっしゃる方もいらっしゃいますが、基本はどこでしょうか。そのところを重々考えていただいて、濱崎議員もおっしゃっていますが、基本は議長を責めることなく、とにかく牧之原市議会としてやったこと、今回テレビ報道も入りましたが、11日の報告というのはそれぞれ当局もこれだけ進めているという資料もよくまとめていただいています。

今後に向けて、市議会としてどういうふうにやっていくかということを重要視していただいて、反省すべきことは反省しなきゃならない。ただ、私もあえて言いたいのは、ルールの中で、新人という言い方は失礼ですが、私も1期しかやってごさいませんが、27日の午前中まで一般質問の取扱いについては、表に出ることではごさいません。ただ、これがマスコミ報道されて、28日の朝、いろんな人の意見が取り下げたという報道になってしまったために、今こういうふうになっている現状をよく理解してください。

基本的に牧之原市として、竜巻のところに皆さんが創意工夫しながら、どういうふうに向かっていくかという前向きな発言をしていただきたいなど、反省すべきことは別の機会です。やっていただきたい、私はそう思います。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

別の機会なので今日やっていると思うんですけども。この間、11日のときにそういう話だったんですね。なので、ここの場でやるしかないと思いますよ。しかも、ちょっと問題をすり替えられているんだと思うんですけども、一般質問を取り下げたことが大きな問題になっているというふうに思っていますし、一般市民もそう思っています。

そういった中で、今回の新聞の記事の話になったのでお話ししますが、議長の新聞取材の中で、質問が多いと担当部署の負担になると述べておりますけれども、しかし、被災者からは困り事が多くて議会には追究してほしいとの声が寄せられております。

9月は災害直後だったため、多くの議員が通告の取下げをしましたが、今回は状況が大きく異なっております。市への負担を考慮することももちろん大事ですが、それよりも市民への説明責任と監視機能を優先すべき局面だというふうに考えます。

元市議や新聞社からも、議会の姿勢に強い疑義が示されております。これらの指摘について、議長として、どのように受け止めているのかというのを再度お伺いいたします。

○議長（原口康之君）

今、そういったご意見があったことは。しかし、その部分に関しては、本当いろんな検証をした上での私は判断だと思っていますので、それ以上、私の今回のやった経緯がおかしいとお思いでしたら、やはりそれなりの意見というか、もっといいものを突きつけていただければ結構です。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

思い云々というのは、そこまでというのはあるんですけども、ただ、今回の対応については、議会の信頼に関わる大きな重大だというふうに私は考えています。

そこで、私は以下3点を議会として対応すべきだというふうに考えています。まず一つ目が、決定プロセスの客観的な検証。それから二つ目が、権限逸脱の有無の整理。三つ目が再発防止策の作成、これについては、議長とともに、この議運の委員長にも対応をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

このまま何もしないということ自体がおかしいなと思っています。

○議長（原口康之君）

このまま何もしないということではなく、今回いろんなご意見が出たので、その意見を踏まえて、これから倫理規程の見直しも、その部分に当然入ってくると思いますので、これからいろんなことを検討していきたいと思っています。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

倫理規程も分かりますけれども、今言ったように、今回のプロセス、本当にこれで正当だったかどうかというのを客観的に検証が必要だと思います。それは議長とともに、議運には、一般質問の取下げの権限はないということをお前回も言わせていただきましたけれども、そういうところを再確認をしてもらわなきゃいけないというところ。あと、再発防止というところもやっていかないとだと思いますので、そのところもぜひ、やっていただきたいというふうに思います。

○議長（原口康之君）

いいですか。

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今の、当然評価というか、検証すべきだと思います。それで、まずは議運という立場で言わせていただきますと、当然、濱崎議員も関わっていただきましたので十分理解していただいていると思いますけど、議運として最終的に判断するとき、多数決ではやっていませんね。全員のそのときの委員が、こうしましょうねという確認が取れて、初めてこの場で報告をさせてもらっています。

ですので、結論が出るまでのやり取りの中ではいろいろあります。今回もいろいろありました。でも結論的には、先ほど報告したとおりであります。ですので、あくまでも議運としての対応としては、そこにいる委員が全員が100%納得するかは分かりません。いろんな意見がありますので。だけれども、こういう最終的な結論でいいかということでオーケーをいただいた上で報告をしているということは、まず理解をしていただきたいと思っています。

その上で、当然振り返ってみたときに、そのときのこれまでの状況の中で動いていますので、当然反省すべき点がありますよね。だから、それは論点をちゃんと整理してやっていかなきゃいけないのかなと思います。ただ、その論点整理はもう少しいろんな意見を聞いてみないと、ちょっと想像で物を言っているところもありますので、誰かを責めるような話じゃありませんので、基本的には、最終的には住民福祉の向上ということでないといけないので、その部分につながっていきけるような議会運営ができるようにしていきたいと思っていますので、そこはまたご協力いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

今、加藤議員が言われたとおり、やっぱり議長を責めるわけでもないし、誰を責めるといっていいかわからないんですけど、本当に議会の中でそういうことを、先ほど濱崎議員が言われたとおり、そういうのは本当に必要になってくるのかなと思います。

ですが、今現状、市民の被災者も含めて、本当に信頼がちょっと欠如、市民はちょっと不審に思っている方は確かなんですよ。それは議長、分かりますよね。そこの対応をしっかりとやる。やっぱりこれ、市民への説明というのを早急にスピード感を持ってやっていかないと、先ほどの加藤議員の話になると、結構時間がかかると思うんですよ。これはちょっとしっかりとこれまでの経緯というのは、説明をしっかりとやる必要があると思うんですけど、議長、いかがでしょうか。

○議長（原口康之君）

今、議会としての説明の機会ということで、理解でよろしいですかね。

○9番（絹村智昭君）

ちょっと聞こえていないので。

○議長（原口康之君）

議会として今回の議会の行った経緯について、少し問題があるんじゃないかという市民が中におられて、その人たちに対する説明ということで、よろしいですか。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

実際、市外にもそういう話も行って、ほかの議員さんからも、牧之原市議会は何やっているんだという声も聞いているということは確かなんですよ。ですので、とにかく早めにそういう対応を取る必要があると思うんです。ですので、そこら辺を早く、要望になってしまいうんですけど、議長を含めて、みんなで信頼回復のためにやっていただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

まず、今、絹村議員がおっしゃるように、市民の方からご心配の声もいただいております。私的には、前回11日の報道の入った全協の中で、最初に議長がいろいろ今回のことの詳しい状況も話し、経緯も載せた中で、議会としては重いことですので全体として取り組むということで、説明はしております。

私は、私のところに個人的に市民の方からご心配の声だったり来ることに対して、私はその11日を受けて、議会としてはこのように動いていますのでという説明を、一議員としても丁寧にしております。それは各議員の仕事だと思います。分かりますかね。

各議員の仕事で、それは聞かれたら、それを答える。市外の議会の議員さんからどうなっているんだと言われたら、それは説明する。私も昨日、島田の議員さんとお会いして、いろいろお話をしました。そんな中で、議員の皆さんはやっぱりそうだよねという理解。それから市民の方、それから某関係区長さんなどともお会いしてお話ししておりますけれ

ども、区長さん方からも、私たちはちゃんと理解をできているというお話もいただいております。

ですので、何をもってそのまた説明をさらに、どこの場でということ、今、絹村議員がおっしゃっているのかもしれませんが、絹村議員が市民の方からそういう声を直接いただいたら、それを説明するというのも、一議員の、私は仕事というか役目だと思うので、そこは丁寧にやっていただくということが必要ではないかなというふうに、私は個人的には思います。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

当然ながらやっています。自分が言うのは、ちゃんとこの議会としてちゃんと説明してくださいよということなんです。要は、このままだと信頼回復できないよという話ですよ。そこは分からないですかね、議長、副議長。

○議長（原口康之君）

本当、当然ながらここに関わっている各一人一人の市民というのは、やはりいろんなお考えがあって、その中で大きな方向性として、今回の対応を例えばしたとして、それに対しての不満というかは、当然あるのは承知しております。

それで、絹村議員が、よその市町の議員さんということで先ほど言われたんですけど、今回本当に先ほど私のほうの報告からも申し上げたんですけど、各、今、西部地区の議員さんに会う機会、ほとんどあって、ほとんどの議長さん、副議長さんにお会いして、今回のことに関していろんなご意見とか、いろんなあれを私ももらっております。

その中で言われた意見を総合していうと、ほぼ各議長さんたちには、その判断に関しては、牧之原市の議長としての判断は、私は皆さん支持をいただけるということで伺っていますので、各議員の意見としては、ほかの意見があって当然だと思いますけど、そこだけをやはり根拠にするというのは私、ちょっと分からないですけど、確かに絹村議員が言うように、私のある程度皆さんに対して情報が足りなかったという部分に関しては、これから反省していきたいと思います。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

要は自分は、それだけ広がっているんだよという話が、これだけの報道があって、それを言いたかったというところなんですけど、さらに先ほど副議長が言われたとおり、全協でこの間説明されました、報道陣が入っている中で。それが本当の説明なのかとなってしまふんですよ。ちゃんとした説明を、この間の質疑した後に、いろいろな質問をした後、こういうことの中という中でやっていったほうが、しっかりとした市民信頼回復につながるのではと思うので、そういうところのスピード感を持ってやってほしいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

説明が足りていないということですよ。なので、それはどんどんホームページ、そし

て我々議会改革、広報ですから、広報紙でやっぱり市民の方にしっかりと伝えていくというのが大事ですよ。

今、それ以上のことを、例えば記者会見的なことを要求されているのか、ちょっとそこはよく分からないんですが、基本的にやっぱり今足りていないとおっしゃる部分をしっかりと議会広報紙に載せる。そこもしっかりと、それこそ絹村議員が委員長ですから、そこで納得いくような、市民の方に納得いくような広報を一緒につくり上げていくということプラス、ホームページとかもそうですけど、プラス、メディア的なところで言えば、要望書という、こういうことをやって、こういう結果が出た。もちろん継続していくということもあって、結果、経緯での信頼回復と、それをやったことによってこういう恩恵があったという部分、どっちもやっていく必要があって、まずは、記者会見的なことはちょっとそぐわないかなとは個人的には思いますが、どこのことをおっしゃっているか分かりませんが、少なくとも我々がやるべきは、ホームページに載せるだとか、議会広報紙にしっかりと経緯を載せるということは、やっていったほうがいいのかというの、今話を聞いていて思いました。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

私も同感です。議会だよりにはいいことだけじゃなくて、よくなかった反省すべきことというの載せる機会には本当にもってこいだと思うので、議会だよりだとかホームページでやっていただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

今、話を聞かせてもらって、自分も今回、広報委員長になりましたので、そこでやっぱりしっかりとした広報をしていきますので、また皆さんの協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（原口康之君）

皆さんのほうに、あそこに多分貼り出してあると思うんですけど、こういった意見もいただいていますので、こういった意見をなるべく議会だよりに載せていただきたいと思っている。

これは当然のことだと思うので、これは本当にちゃんとした記事を書いていただくというのが本来だと思いますので、その部分に関しては、絹村委員長にお願いをいたします。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

今、議長が言われたことで分かりました。議会広報のほうをしっかりとやっていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

それで今、やり方ですね、広報の仕方の部分で、先ほど石山議員から、記者会見はといったら、確かにそこまでという気持ちもありますし、その辺いろいろなやり方があると思うんですよ。そこら辺ちょっとまた模索しながら、またそこもスピード感を持ってやっていってほしいなという、自分の思いでございます。

議会広報、広報紙に関してはしっかりと取り組んでいきますので、それとまた考えていただければと思います。

○議長（原口康之君）

その部分で言うと、やはり本来は配信というか、部分で、一般質問しか配信していないものですから、今回は議員全員協議会を録画していただいて、ホームページにも載せてあって、あの報告全体を見れるようになっていきますので、その辺少しいつものああいった全協とは違うのかなと思いますので、もっともっといろんな皆さんからもご意見をいただいて、その広報については、いろんなご意見を取り入れていきたいと考えていますので、ご理解いただけたらと思います。

ほかはよろしいですか。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

竜巻の話じゃないですけど、大丈夫ですか。話題が変わりますけれども。

○議長（原口康之君）

ちょっと待ってください。まだちょっと協議事項が残っていますので。

○1番（中山尚大君）

今回のあれですよ。だから、今の議長・関係議員・委員会報告の質疑ということですよ。だからその件ですけど、竜巻の件ではないですよということ、よろしいでしょうか。

防災訓練の報告があったと思うんですけども。

○議長（原口康之君）

それもまた後でやるということ伝えて、さっき言いました。

○1番（中山尚大君）

そういうことですか、分かりました。

4 協議事項（1） 11月定例会議員発議について

○議長（原口康之君）

4として協議事項、11月定例会議員発議についてということで、資料3、牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、事務局からの説明をお願いします。

事務局。

○事務局総括主幹（原口 亨君）

それでは、牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、少し説明させていただきます。

資料のほうは3-5、新旧対照表がありますので、そちらを先に見ていただいて、定例会の議案のほうでも一般職と特別職の給与の改正について提案がされていますが、昨日、国家公務員の給与に関する法律が参議院を通過しまして可決されたわけですが、それは6月の人事院勧告に従ったもので、そのまま可決をしています。

ということで、皆さんの期末手当の月数についても、一般職、それから特別職と同じように人事院勧告を受けまして、0.05月増やすという改正を今回行いたいと思います。

新旧対照表のほうを見ていただいて、上の表ですが第1条関係ということで、現在皆さんにお支払いしている期末手当につきましては、100分の190ということでお支払いをしていますので、そこに0.05か月増加した100分の195ということで、第1条でまず改正をします。

それから下の表ですが第2条関係というところで、一旦100分の195ということで0.05月増やして、令和8年度以降の6月期と12月期の2回がありますので、増やした0.05か月を案分しまして、それぞれ0.025月ずつを6月と12月に乗せるということで、トータルでは0.05か月増えるという改正を行いたいと思います。

ちょっと資料戻っていただいて、資料3-4をご覧ください。

こちらは条例の改正文になりますが、附則を見ていただいて、条例改正については公布の日から施行すると。ただし、第2条の規定については令和8年4月1日からということになります。第1条の最初に0.05月増やすものについては、令和7年12月1日から適用するという形で附則をつけさせていただいています。

既に12月10日ですか、皆さんのところに期末手当がお支払いさせていただいておりますので、既に支払った分についてはその内払と、0.05か月増える分の内払ということで、増えた分だけ改めて支給をさせていただくということで、内払ということで附則をつけさせていただいております。

今回この条例改正ということになりますので、議員発議という形で最終日に発議をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（原口康之君）

今、事務局からの説明のとおりであります。最終日に議員発議ということで、提案説明から採決まで行いたいと思います。

あと、この発議することについて賛成の方は手を挙げてもらえますか。

[賛成者挙手]

○議長（原口康之君）

全員です。発議に上げるということで、よろしくをお願いします。

発議者の確認は、例年、慣例により副議長ということでよろしいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（原口康之君）

副議長のほう、よろしくをお願いします。

今、賛成の方、手を挙げていただいた方には、後ほど事務局のほうで署名をお願いいたします。

4 協議事項 (2) 議員災害行動手引書の改正(案)について(議会災害対策支援本部より)

○議長（原口康之君）

(2) 議員災害行動手引書の改正(案)についてということで、事務局より説明をお願いします。

次長。

○事務局次長（浅井大典君）

まずは、資料の４－２をご覧ください。

こちらが、平成18年1月16日に、議員が災害時にこういった行動を取りましょうということで取りまとめた手引書になります。一度、平成27年4月1日に改正を行って、現時点ではこれが運用されておるといことでご承知おきをください。

少し簡潔なんですけれども、大規模地震災害に関する申し合わせ事項、また、その他災害に関する申し合わせ事項、原子力災害対策に関する申し合わせ事項ということで大きく三つに分けてあるんですけれども、現状では、大規模地震（震度6弱以上）発生前の対応ということで、市が災害対策本部が設置されたときは事務局から正副議長に対して、災害対策本部が設置されましたよという報告をします。

その後、正副議長は直ちに登庁し、議長は災害対策支援本部の設置の判断をします。支援本部を設置した場合は連絡網により全議員に連絡をします。その後、議長は必要に応じ本部役員会議を招集するといったような形に今なっております、その下の大規模地震（震度6弱以上）の発生後の対応のところを見ていただきたいんですけれども、こちらも正副議長は直ちに登庁し、本部役員会議を開くと。というような、今現状の規定。

また、1ページめくっていただきまして、その他災害に関する申し合わせ事項も基本的には今説明したとおりと同様の対応をするという申し合わせ事項になっております。

ここを踏まえた上で、すみません、４－１をご覧ください。

今回の竜巻災害に当たりまして、非常にそういった市始まって以来の大きな災害であったこと、そもそも先ほど申したとおり、平成27年4月1日に最後に改正されて、令和2年に市議会としてタブレットを導入しており、基本的にはいろんなやり取り、事務局と議員の皆様、あるいは議員の皆さん同士、ほとんど連絡についてはこのタブレットを利用しているという現状を踏まえまして、そもそもそこのところの部分が申し合わせ事項、この災害行動手引書と合っていないと。

それと、今回の竜巻災害を踏まえまして、議会災害対策支援本部を今回立ち上げた際に、いろんな課題があるよね、手引書がちょっと見直さないと現状と合っていない、あるいはこういうところは変えたほうがいいじゃないかというような様々意見が出まして、手引書を現状に合ったもの、また今回竜巻災害を踏まえた上で改正をしたほうがよいということになりました、いろんな協議を経た上でこのような改正案といたしました。

こちらの特に赤に変わっている、赤色にしている部分をご覧くださいと思うんですけれども、まずは大規模地震災害に関する申し合わせ事項の部分になりますけれども、大規模地震の震度6弱以上の発生前の対応。予報とそういった大きな南海トラフ地震等が来るんじゃないかという予報が出た場合という、発生前の対応ということで、この見直しにつきましては、市の災害対策本部が設置されたときは、まずはここは事務局から正副議長に市の災害対策本部が設置されましたよという報告はいたします。ここは変わりません。変更する部分といたしましては、報告に伴い、議長は災害対策支援本部を設置すると。市の災害対策本部が設置されたら、議会の災害対策支援本部も設置するというように変更をしたいと思います。

かつ、速やかに事務局からLINE WORKSを通じて全議員の皆さんに連絡するとともに、安否の確認を行うと。その後、正副議長と議会運営委員長及び常任委員会委員長は、タブレット等により、まずリモートによる会議を実施して、まずは直ちに登庁するで

はなく、タブレットのリモートで会議を行って、登庁の必要性を協議すると。

次といたしまして、協議の結果、これはやはり皆さん集まって様々なことを協議したほうが良いという判断になったら、登庁とした場合は、正副議長、議会運営委員長及び常任委員会委員長は直ちに登庁し、本部役員会議を開くということにします。

さらに⑤の※の下ですね、ここを特に皆さんご注意願いたいんですけれども、支援本部において情報収集をするので、議員の皆さんは個々に災対本部等へ直接問合せはしないということをお願いをしたいと思います。何かあれば支援本部のほうに連絡をいただきまして、そこを支援本部としてまとめた上で、当局のほうに要望なり話をしていくという、一本化をしたいというふうに思っております。

今度、2の大規模地震が実際、震度6弱以上の発生後の対応となりますけれども、そういった大きな災害が発生した場合には、正副議長、議会運営委員長及び常任委員会委員長はタブレット等によりリモートによる会議を実施し、登庁の必要性はこちらについても協議をします。協議の結果、登庁と判断した場合には、正副議長、議会運営委員長及び常任委員会委員長は直ちに登庁し、本部役員会議を開くと。

ただし、大規模地震等による道路の寸断、どうしても登庁できない場合も想定されます、震度6弱以上の地震が来た場合には。タブレット等にて、リモートで本部役員会議に参加できるものとするといった、タブレット機能を活用するということを踏まえた改正をしております。

そういったところを改正の案としております。

また、一つめくっていただきまして、その他災害に関する申し合わせ事項のところをご覧いただきたいんですけれども、今まではこの頭出しの牧之原市議会は、の始まるころに、その他災害というものの規定の中に、風水害と津波災害、突発的災害等という記載であったんですけれども、これだけ今回、竜巻災害、前回も竜巻災害が来ておるということで、竜巻災害も想定するというので、竜巻災害という、こういった特殊な大きな災害も踏まえた上で明記するというので、一つ付け加えてあります。

以下、その他災害につきましても先ほどの地震の災害のときと同じように、内容を改正しております。

説明は以上となります。

○議長（原口康之君）

ありがとうございました。

ここで一度しっかり目を通してもらって、休憩を挟んで皆さんからの意見をいただきたいと思えます。

55分まで暫時休憩といたします。

〔午前 10時42分 休憩〕

〔午前 10時50分 再開〕

○議長（原口康之君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

確認していただいたと思うんですけど、この案についての異議とかご意見があれば、お願いします。

絹村議員。

○ 9 番（絹村智昭君）

大規模災害に関する申し合わせ事項ということで、手を入れたのは、どちらで、誰がやられたのかを確認するのと、あと、開設はあるんですけど、今回竜巻災害で閉めるときのこともちょっと入れておいたほうがいいんじゃないかな感じたところですからね。要は、何で早く閉めちゃったんだと、こういう理由でというのもちろんと入れたほうがいいんじゃないかなとちょっと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 議長（原口康之君）

入っているかな。

ちょっと待って。

○ 9 番（絹村智昭君）

設置は入っているけど、設置解除。解除されるということが含まれていないので、それはいかがでしょうかということです。

○ 議長（原口康之君）

事務局次長。

○ 事務局次長（浅井大典君）

それでは、基本は、今回の改正は、開設するときは市の災害本部が開設されたイコール議会の災害対策支援本部を設置するというふうに決定をいたしましたので、閉鎖する際も、市の災害本部が閉鎖したら議会災害対策本部も閉鎖するとするというような一文を付け加えさせていただきたいと思います。

○ 議長（原口康之君）

改正については法に基づいたものですから、事務局に整理していただきました。

中山議員。

○ 1 番（中山尚大君）

今、この大規模地震災害に対する申し合わせ事項で、今回タブレットありきでいろいろ改正されていらっしゃると思うんですけども、前回の防災訓練で、リモートでのミーティングをやりましたけれども、あれがあまりにもちょっとスムーズでなかったような印象を受けたので、あのままやりっ放しは、私は非常によくはないなと思っておりまして、今後やり直すとか、そういったような気持ちはないのかなという。

○ 議長（原口康之君）

事務局次長。

○ 事務局次長（浅井大典君）

また後ほど、議長から振り返りというところでありましてけれども、一つだけ補足しますと、ちょうど議会防災訓練をやった多分前の日か前々日辺りにシステムの更新が行われて、1回出て、リセットしないとうまく音が聞こえないという多分現象があったと思うんです。そこは今回、うちの事務局としても反省点でしたけれども、スムーズにできなかった、リモートのビデオ通話訓練がなかった理由は、それが一つ考えられます。

あともう一点補足すると、以前、畑議員からも質問があったんですけども、今言ったように訓練でもそうだし、実災害も必ずしも通常どおりにタブレットが使えるとは思っておりませんので、当然その想定をしまして、皆さんに体制が変わったときに、一番最後に

つけさせていただいてありますけれども、議員連絡網ですね、これまで訓練においても、どうしてもタブレットの電波の受信状況が悪いとか、何らかの不具合があった場合には、この携帯電話で事務局、あるいは議員同士で連絡を取って訓練を対応したという経緯もありますので、基本はタブレットとするんですけれども、場合によってそういったもの、不具合がある場合には、この連絡網を活用するとか、そのほかの手段を使って連絡、情報共有等ができるようにと考えております。

○議長（原口康之君）

よろしいでしょうか。

ほかは。

[「なし」と言う者あり]

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、この案をそのまま採用したいと考えますが、大丈夫ですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（原口康之君）

改正するというので、よろしくお願いたします。

4 協議事項 (3) 議員間討議の取りまとめについて（台風15号災害に対する要望書（案）について）

○議長（原口康之君）

(3)として、議員間討議の取りまとめについて（台風15号災害に対する要望書（案）について）、資料5ということで、それでは、先ほどからまた少し戻るようなところもありますが、1として12月11日、全員協議会臨時が行われ、台風15号に伴う竜巻災害報告及び質疑について行いました。12月15日、全員協議会臨時による1を踏まえての議員間討議ということで行いました。12月15日、議会運営委員会、これも先ほど報告あったとおり、踏まえて意見の取りまとめた結果を議運として意見を取りまとめたものを要望書として提出することとなりました。

以上のことを踏まえ、これは全員に図るものとして、皆さんよろしくお願いたします。

それでは、読み上げのほうを事務局からお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（浅井大典君）

資料5をご覧ください。

先日の質疑応答、またその後の議員間討議を踏まえまして、議会運営委員会のほうで様々な意見を同種の意見としてホワイトボードに意見分けをしまして、それを取りまとめて、このような要望書の案ということでさせていただきました。少し読み上げさせていただきます。

令和7年9月5日の台風15号によって、市内で発生した竜巻等災害については、市職員をはじめ、各関係機関や県内外からのボランティアの皆さんのご支援により復旧・復興に向けた取組を進めていただいていることに対して、心から感謝申し上げるところであります。

市議会としましても、復旧・復興に向け、市と協力し取り組む所存であります。

復旧・復興に向けては、被災された皆さんに寄り添った支援がこれまで以上に必要ですので、次の事項について強く要望します。

1、地域防災力の強化への支援について。

災害時においては、共助（地域防災力）が非常に重要となる。市内自主防災会においては、先進的かつ積極的に防災訓練等に取り組んでいる組織もある。

このような事例を広く情報共有することで、市内全域の防災力が向上するよう自主防災組織への支援を行うこと。

2、市民が相談しやすい環境づくりについて。

12月15日に開設した、「牧之原市ささえあいセンター」は、市民からの相談窓口の中心となるが、その運営方法など、被災された方々にとって、安心して相談できる環境整備を行うこと。

3、フェーズ（段階や局面）に合わせた情報発信について。

災害発生時から復興に向けて、常にフェーズは変わっていきます。その時々に合わせて情報が、迅速かつ正確に市民に届くよう、様々な情報提供方法を検討すること。

4、竜巻災害の検証について。

今回の竜巻災害は、これまでに経験したことがない災害でありました。発災から復興へ記録と検証を行い、今後発生する災害への備え及び教訓とすること。

以上です。

○議長（原口康之君）

以上、要望書になりますが、皆さんのほうからご意見がありましたら、お願いいたします。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

要望書としては、これで大体いいのかなと思いますけれども、前回の11日の全協では1時間半ぐらいしかなくて、皆さん当局にいろいろ質問ができない状態でありましたので、この間、月曜日はいろんな意見が、要望が出ました。そういったところに関しては、個々の議員が当局窓口に行って依頼するよりは、議会としてまとまった意見があるものですから、それはまとまったものとして、各部署に依頼、要望をやっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

この要望書はいいですよ。せっかく出た意見なのでというところを補足で言っている。この間出たじゃないですか。15日に出たいろんな意見で。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今の点は重要でありますので、今回大きくカテゴリーで分けたときに四つの柱になったんですけれども、当然この中に、具体的に言うと補助金の拡充みたいなものはもう少し入れ込みたいなというのはありましたが、いろんな状況を考えたときに、今回はやめた。でも、引き続いて検討していくという方針でいますので、検討する上で、今言われたような、落ちているところで伝えておいたほうがいいものはちゃんとまとめて、それはどうするかという方法は今答えられませんが、そういう、これで終わってしまうわけじゃない

ものですから、今後においても行政のほうにちゃんと伝えなくちゃいけないものというのは、議会としてやっていく方針でいいじゃないでしょうかというふうに思います。

○議長（原口康之君）

ほかは。

[「なし」と言う者あり]

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、12月19日、最終日に市長に対して正副議長で要望書を手交したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 その他（1） 牧之原市議会 新議員視察研修について

○議長（原口康之君）

その他ということで、（1）牧之原市議会新議員視察研修についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（浅井大典君）

牧之原市議会新議員視察研修についてということで、これは新議員のみを対象とした研修となります。

日時は令和8年1月20日の火曜日となります。午前9時30分から午後1時を予定しております。

視察先は中部電力浜岡原子力発電所ということで、今回の目的につきましては、あくまで新議員を対象にエネルギー施策に関する見識を深めていただくためということにしております。

また、資料6をご覧ください。

省くところは割愛させていただきますけれども、4の視察行程は記載のとおりで、新議員の皆様は、当日は9時に相良庁舎を出発できるようにお集まりください。

視察内容について、主なものはこの記載のとおり、今、安全対策向上工事ということで実施しておりますので、それを説明を向こうから聞いた上で実際に見てもらおうと。その後、質疑を行うということで考えておりますので、予定をしておいてください。

また、セキュリティーの関係で、最後の※のところになるんですけれども、本人確認として身分証明書、両方は必要ないんですけれども、運転免許証またはマイナンバーカード、どちらかを本人確認のために持参するというようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原口康之君）

事務局長。

○事務局局長（前田明人君）

すみません、少し補足をさせていただきたいと思います。牧之原市議会では、毎年、エネルギー施策と、研修ということで、市議会のほうから中部電力のほうに依頼をしまして、年に数回の研修を行っています。

これまでもずっとやってきておまして、2期目以上の方についても、現地の確認ですか、国の経済産業省といいますか、エネルギー庁というんですかね、そういった方に来

ていただいて、講義を受けていただいたりとかしております。

今後この後、また4月ぐらいに入ると、今度は全員で、また原子力発電所とか、あと御前崎港の中で、木材チップを利用した発電所等が稼働しておりますので、そちらの視察等もやっていきたいという形で、調整を今、しているところになります。

今後、そういった同様の研修を受けていただきながら、もう少し経つてくると浜岡の関係はもっと難しい問題が出てくるかと思っておりますので、そういったことも絡めて、皆さんに、新しい議員の方に、原発の関係については2期目以上の方と同様の知識といいますか、見識を持っていただきたいということで、今回、新議員を対象に計画という形となっております。

また、今後も引き続き、来年度以降、年に数回、視察であったりとか研修であったりとか、また同様にやっていきますので、その一環という形でご認識いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（原口康之君）

ありがとうございます。

5 その他（2） 12月7日 議会防災訓練振り返り（議会災害対策支援本部より）

○議長（原口康之君）

それでは（2）として、12月7日の議会防災訓練振り返りということで、議会災害対策本部より少し振り返りを行いましたので、紹介したいと思っておりますので、資料7をお願いいたします。

ここにあるとおり、議会防災訓練の内容を把握していない事例ということで、特に目的というこの部分、議会防災訓練についてというこの内容を全然把握されていない部分があって、特に訓練スケジュール、このとおりに行いますので、少し混乱を招いたところもあったのかなということで、その点に関してこれからしっかり把握していただいてから、訓練ということでお願いしたいと思っております。

あと、先ほども申したとおりで、9時からの訓練開始があったわけですが、LINE WORKSでのコメントや映像について、やはりこれにのっとったものでなかったということで、かなり事務局も休日というか、職員全体の対応になりますので、実際に事務局対応というのは全員でやっているわけではないので、その辺少し混乱もあったので、LINE WORKSの使い方については、皆さんのほうで把握していただきたいと思っております。

あと、それに伴って安否確認の報告後、各訓練会場へ移動し、活動場所への報告となっているが、報告の事例がない場合もあったので、その点、本人はきちんと把握していただいて、訓練計画に沿った報告をお願いいたします。

あと、午前10時からのビデオ通話訓練に参加の遅れた事例があったということで、これも本人の方には承知されていると思うので、注意を願いたいと思っております。

ビデオ通話訓練において、事前にタブレットのシステム更新があったということで、先ほど事務局のほうからもありましたけど、声が聞こえていない事例やその辺も踏まえて、少し事前に確認する必要があったのかなということは、これは事務局踏まえて全員のことだと思いますので、これから防災訓練の前には少し時間を取って確認をする必要があるの

かなというところでは。

あと、ビデオ通話訓練終了後に、各訓練会場からコメント及び写真の送信訓練となっているが、ビデオ通話訓練終了前に写真やコメントの送信の事例があったと。先ほど申したとおりで、各議員が記録用に複数写真を撮るのは構わないが、今後写真の送信は1人1枚ということでお願いをしたいと思います。

以上を踏まえて皆さんのほうから、あったらお願いします。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

先ほど、音声に関しては事前にいろんなことがあったということで、私も聞こえないところがあったので申し訳なかったんですけども、訓練上は、各写真1枚というのはいいかなと思うんですけども、ただ、実際に災害が起きたときには、災害の状況というのが分かるように複数枚送る必要もあるのかなと思うものですから、訓練用とそこら辺分けたほうがいいかなというところでもあります。

○議長（原口康之君）

今、濱崎議員が言われたとおりで、今回は訓練ということで、送れるかどうかの、いろんな対応ができるかとか、音声が伝わっているかどうかというところの確認も踏まえていますので、本番には少し違った、それは、各個人いるところが、議員いるところが違いますから、必要に応じて写真等は、写真だけだと分かりにくい部分があるので、説明を加えてという形で実際には送っていただければと思います。

ほかは。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

全体の振り返りでその他ということで、何かありましたら。

事務局のほう大丈夫ですか。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

ちょっと自分、議会広報特別委員会のほうで言い忘れたんですけど、一般質問の原稿の締切のほう、24日となっていますので、それまでにまた皆さんにご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（原口康之君）

それでは、ないようでしたら、これで議員全員協議会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。

〔午前 11時12分 閉会〕